



愛知県連絡事項

～お願い編～

防災安全局 防災部 消防保安課
産業保安室 高圧ガスグループ

～お願い編～

目 次

1	申請・届出・相談について		
(1)	申請・届出・相談者	1	4
(2)	郵送による申請等	1	11
(3)	申請・届出前の事前相談	2	12
2	申請書・届出書の作り方のポイント		5
(1)	申請書	3	
(2)	機器等一覧表	3	6
(3)	技術上の基準	4	
(4)	技術上の基準の添付資料	5	7
(5)	フローシート・配管図・配置図	6	
(6)	写真（軽微変更届）	7	
(7)	その他	8	
(8)	審査期間	8	
3	完成検査の申請について	9	

1 (1) 申請・届出・相談者

製造許可、変更許可、完成検査、保安検査等の申請・届出・相談は、申請者本人（法人の場合は、その法人に属する者）が行ってください。

申請者以外の者（例えば、設計業者、工事業者、メーカー）のみが、代行して申請等を行うことは認めません。

また、申請等は、感染症拡大防止及び部屋のスペースの観点から申請者本人を含め3人以内でお願いいたします。

なお、保安検査申請を含め、全て事前にご予約をお願いいたします。

飛び込みの来庁は原則お引き取りいただきます。（職員が検査等で不在であったり、他の打合せ中で対応できないため）

1 (2) 郵送による申請等

感染症拡大防止の観点や皆様の利便性の向上から、あらかじめ受付担当者との電話等で調整の上、受付担当者が郵送可能と判断した申請等については、引き続き郵送による提出をお願いします。郵送の際は、内容について確認できる連絡先をお知らせください。

なお、提出書類の控えが必要な場合は、正本と副本合わせて2部と返信用封筒に所定の切手を添付したものを同封してください。

1 (3) 申請・届出前の事前相談

変更許可申請等を提出する前に事前の相談（確認）を受けた事項が、そのまま変更許可等を認めたことにはなりません。

製造許可・変更許可については申請書により審査し、技術上の基準の適合の確認は許可書の交付をもって通知します。また、製造届等は「届出の受理→内部審査」にて、技術上の基準の適合の確認が終了となりますのでご注意ください。

なお、事前相談（事前確認）ができるものとできないものの主なものは以下のとおりです。

【事前相談できるもの】

- ・ 高圧ガス保安法に係る愛知県の運用について（個別案件に係るもの）

【事前相談できないもの】

- ・ 他県等に係るもの（→当該都道府県・指定都市に確認してください。）
- ・ 高圧ガス保安法以外の他法令の取扱い（→建築基準法の貯蔵規制、消防法の取扱いなど。）
- ・ 函面等の提示のみにより、許可等の可否の判断を仰ぐこと
- ・ 函面等の提示により、問題点を指摘してもらうこと

2 (1) 申請書

令和2年12月28日付け官報（号外特第108号）により、高圧ガス保安法の各種規則に定める様式の押印が廃止されましたので、申請書類への押印は不要となります。

なお、申請者の欄は代表者名としてください。

(代表者の会社名、役職（代表取締役社長など）及び氏名を記載してください)

2 (2) 機器等一覧表

機器・弁類等に名称番号の記載の無いものについては、必ず弁番号等を付けてください。

番号の付け方は各事業所固有のもので、県が制約するものではありませんが、統一感のない弁番号、ライン番号の場合、図面と機器等一覧表との照合に時間がかかるので、統一的な番号を付けてください。

※液石則適用の製造事業所において、従来からプロパンを主成分とする場合の常用圧力は1.77MPa、ブタンを主成分とする場合の常用圧力は1.06MPaと一律としていたため、機器等一覧表への常用圧力の記載は不要としてきました。しかし、最近では上記以外の常用圧力とするケースもありますので、今後は機器等一覧表に常用圧力と常用温度も記載してください。

2 (3) 技術上の基準

変更許可申請等の際には、法第8条第1号（製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準）及び同条第2号（製造の方法の技術上の基準）について、「対応状況についての一覧表」を作成、添付してください。

例えば、一般則第6条第1項が適用される場合は、同条同項第1号から第42号まですべて記載し、当該変更工事にかかる部分について対応状況を記載してください。

一般則第6条第1項の場合を例に取れば、

- ①同条同項第1号から第42号まで「号」「タイトル」「概略」をすべて記載
例) 号 → 第1号
タイトル → 境界線・警戒標
概略 → 事業所の境界線を明示し、外部から見やすいように警戒標を掲げること
- ②各号の基準について、当該製造施設がその基準に該当していない場合は「**該当なし**」、該当している場合は「**該当あり**」と記載してください。
- ③「**該当あり**」の場合、当該変更工事において変更が無い場合は「**変更なし**」と記載してください。変更がある場合は「**変更あり**」と記載し、その基準への対応状況についても記載してください。

2 (4) 技術上の基準の添付資料

審査を円滑に行うため、添付資料が申請書のどこに添付されているか、「対応状況についての一覧表」に記載してください。合わせて、ページ番号を付記してください。

ページ番号等が書かれていない場合、資料探しに時間を要します。

また、製造許可・変更許可申請の場合、申請に不要な書類が多いと時間を要します。使用する機器が下記の「強度計算書等を省略できる機器」の左欄に該当する場合、右欄の書類は省略できます。

機器の種類	省略できる書類
特定設備 大臣認定品等 ※1	・ 検査成績書の写し ・ 強度計算書 ・ ミルシート（委託検査品を除く）
支障のない可とう管 ※2	

※1) 大臣認定品、高圧ガス設備試験品、大臣認定相当の委託検査品 ※3の総称

※2) KHKS0804ベローズ形伸縮管継手の基準及びKHKS0805フレキシブルチューブの基準（両基準とも対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管

※3) 高圧ガス保安協会の委託検査品のうち、例えば一般則適用事業所であれば、「一般高圧ガス保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」で定める検査方法及び検査基準に従って一般則第6条第11号～第13号について検査を行ったもの

2 (5) フローシート・配管図・配置図

フローシートや配管図がわかりにくい記載であれば、審査に多くの時間を要します。フローシートや配管図は色塗りや枠囲み等により、わかりやすく明示してください。

- ・ガスの種類ごとの色塗り等
- ・圧力区分ごとの色塗り等
- ・温度区分ごとの色塗り等
- ・変更前と変更後の工事か所の区分の色塗り等

※一枚のフローシートにすべて記載することは困難ですので、各々の内容がわかるように、分けてください。

※フローシートについては、上流側から下流側に至るまで全ての製造工程がわかるものを添付してください。

※配管図・配置図は変更する機器等を明示してください。

2 (6) 写真(軽微変更届)

軽微変更届は完成検査が無いので、必ず写真を添付して下さい。

《高圧ガス設備の取替えの場合》

○総合気密試験(以下の4点を工事看板に記載)

- ・試験年月日
- ・常用圧力及び試験圧力
- ・試験流体
- ・試験時間

○総合気密試験時の圧力計のアップ(針の指示値が分かる様に)

○認定試験者試験等成績書等に記載されている機器番号等のタグ・印字

○圧縮機・ポンプは新・旧で設置位置が分かるもの

2 (7) その他

製造施設が複数ある場合や変更箇所が多く書類の量が多い場合は、製造施設ごとの編冊や目次・ページ番号を付ける等、各々の変更内容がわかるようにしてください。

2 (8) 審査期間

産業保安室においては、審査期間の短縮に努めておりますが、申請書の内容が不十分な場合には、修正・補正により、審査期間が長くなることがあります。 2. 「申請書・届出書の作り方のポイント」(1)～(7)を参考に円滑な審査にご協力ください。

3 完成検査の申請について

①完成検査の申請については、完成検査が受検できる状態になってから行ってください。工事終了前に申請があった場合でも受付しますが、その場合であっても手数料を徴収しますので、万が一許可書の内容どおりに工事が行えず、完成検査を受検できなくなっても手数料は返納できません。

完成検査日の予約については、許可書が交付された時点で行うことができます。予約は申請者が行ってください。

②完成検査の方法については、一般則・液石則・コンビ則別表第一による方法で行います。
この方法と異なる場合は許可申請時までに、代替案を提示してください。
この場合本室にて認められるかどうか判断します。
検査当日に判明した場合は、日を改めます。

4 保安検査の申請について

【県で受検する場合】

(1) 申請に必要な書類等

①保安検査申請書(規則毎)

- ・ 特定施設(保安検査を受検しなければならない製造施設)が複数ある場合は特定施設毎に申請書が必要になりますが、同じ規則の特定施設であれば1つにまとめることもできます。(この場合は、保安検査証も1つになります。)
- ・ 前回の保安検査の年月日の欄は、実施日ではなく、「基準日」を記入してください。

②手数料

- ・ 申請書が複数ある場合は1年度分を一括して納入してください。
- ・ 手数料は、当該年度の処理能力の合計に応じた区分となります。
- ・ 移動式製造設備のみを有する事業所は「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者」の区分となります。
- ・ 同一の事業所において定置式製造設備と移動式製造設備を有する事業所は、受検する特定施設が定置式製造設備か移動式製造設備かにかかわらず、「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者以外のもの」の区分となります。

※愛知県手数料条例 第2条第1項第2号 (別表第二)

4 保安検査の申請について

(2) 申請時期

- ・実施日の1か月前までに申請してください。
- ・実施日が5月以降の事業所は年度が替わってから申請をお願いします。

(3) 検査当日に必要な物

- ・フローシート(常用圧力区分の分かるもの)
- ・**技術上の基準(製造者が作成したもの)**
- ・定期自主検査記録
(無い場合は検査不合格とし、手数料は返納しません、県以外で受検してください)
(貯槽の開放検査については事前に相談頂き了承したものは後日提出になります)
- ・開放検査の周期表
- ・開放検査の実施記録
- ・保安管理組織図(特定施設毎の保安係員等の選任状況が分かるもの)

4 保安検査の申請について

【県以外で受検する場合】

①事前連絡

- ・ 県から毎年2月頃に特定施設の保安検査の実施予定日を通知しておりますが、県以外の高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関で保安検査を受ける場合は、通知書の実施予定日より1か月前までにその旨を連絡してください。

②保安検査受検届書

- ・ 県以外で保安検査を受けた旨を届出なければならない。
高圧ガス保安協会 → 高圧ガス保安協会保安検査受検届書
指定保安検査機関 → 指定保安検査機関保安検査受検届書

※届書に添付する保安検査証に「原紙」は使わない

※未提出の事業所が散見されております

5 手数料の納付について

皆様の行政手続における利便性を高めるため、2025(令和7)年1月20日から、新たに県施設の窓口においてキャッシュレス決済を導入します。

このことにより、窓口で行政手続に伴う手数料等の納付を行う際に、クレジットカード、電子マネー及びコード決済の利用が可能となります。

【県HP:キャッシュレス決済記者発表資料URL】

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/cashlesscounter2025.html>

◎方法:①愛知県収入証紙 又は ②キャッシュレス決済

◎備考:①愛知県収入証紙は、愛知県庁本庁舎地下1階・売店(ファミリーマート)等で購入できます。

- ②・領収書は発行されません。(レシートの発行)
- ・レシートの再発行は出来ません。無くさない様にして下さい。
- ・決済完了後は決済の取消は出来ません。
- ・戻出は翌々月以降になります。
- ・申請者等と支払者が異なる場合は、申請者等への戻出となります。

6 許可等の取消しについて

高圧ガス保安法 第38条 抜粋

都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

- 二 第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
- 三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

7 名古屋市への権限移譲について

① 高压ガス保安法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）により、高压ガス保安法の一部が改正されました。

※施行:平成30年4月1日

注) コンビナート地域または特定製造事業所の区域を除く

② 液化石油ガス法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部が改正されました。

※施行:令和5年4月1日